

## 評価書(案)についての住民意見の概要および博覧会協会の見解

### 22 環境影響評価手続きに係る事項

意見所の概要	見解
<p>22-01</p> <p>・住民意見を十分に反映し、コミュニケーションがとれた評価書を作成することを要望する。(他に同趣旨 10件)</p>	<p>評価書(案)に対する意見募集の開始について、記者発表するとともに、ホームページに「あらまし」及び「住民意見の概要及び協会の見解」を添付し公表いたしました。評価書(案)本体は協会名古屋事務所、東京事務所、瀬戸市役所、長久手町役場、豊田市役所の5箇所で1ヶ月間閲覧出きるようにし、希望者には貸し出しも行いました。</p> <p>また、意見募集期間を1ヶ月半とるとともに、地元の方を中心にした説明会を4回開催し、意見交換会も2回実施するなど意見の聴取に努めてまいりました。さらに今回お寄せいただいたご意見を勘案し、必要に応じ評価書(案)を修正してまいります。今後も必要に応じ説明・意見交換の機会を持つなど、引き続きコミュニケーションに努めてまいります。</p>
<p>22-02</p> <p>・住民意見を排除した状態で経済産業省の評価会を行っており、実施計画書の確定手続きが行われていないのに評価書(案)がでるのはおかしい。(他に同趣旨1件)</p>	<p>調査項目や手法については、環境影響評価手続中においても常に新たな学問的知見、諸規制の変更等に応じて変更することもあり得ることから、環境影響評価法や要領においても、実施計画書の確定という手続はございません。</p> <p>なお、青少年公園地区については「環境影響評価の進め方」に対して寄せられた皆様方等のご意見を勘案し、評価項目を追加し、そのことを本年2月末に協会のホームページで公表いたしました。また、評価会に関するご意見については経済産業省に申し伝えます。</p>
<p>22-03</p> <p>・評価書(案)への住民意見審査を行っているなかで、関連事業を進めていったのでは、何のための住民意見募集か。(他に同趣旨1件)</p>	<p>本博覧会における環境影響評価は、博覧会協会が要領に基づき実施しており、博覧会の会場内の事業及び会場外で協会が事業主体となっていく事業を対象としております。このため、本博覧会の会場外で協会以外の主体により行われる事業については、当協会が行う博覧会事業に係る環境影響評価の対象ではないと考えております。</p>

意見所の概要	見解
<p>22-04</p> <p>・経済産業省の評価会の委員の発言内容が取り込まれていない事項が多すぎる。(他に同趣旨1件)</p> <p>22-05</p> <p>・経済産業省の第三者機関の複数メンバーから批判を受けている評価書(案)は問題があるので、経済産業省の評価会で再検討して下さい。</p> <p>22-06</p> <p>・評価会のメンバーが一人でも、負荷低減されていないと言われる以上、もう一度検討する必要がある。</p>	<p>ご指摘の点については、経済産業省に申し伝えま す。</p>
<p>22-07</p> <p>・再アセスの方法書なら住民意見を聞いて14年1月31日の受け付け終了後調査をすべきである。 (他に同趣旨1件)</p> <p>22-08</p> <p>・平成14年1月31日環境項目の選定についての受け付けを締め切って、わずか1月半、短い期間で再調査を実施できる訳がない。各評価項目に係る調査の日程、期間、方法について説明すべきである。 (他に同趣旨1件)</p> <p>22-09</p> <p>・評価項目について、住民の意見を吟味し、調査方法を明確にしてから調査を行うべきである。</p>	<p>「環境影響評価の進め方」に対してお寄せいただいたご意見などを勘案し策定した青少年公園地区に関する調査手法につきましては、第1編・第9章・第2節-2に記載しております。なお、関係する現況調査については、平成11年から継続して行ってきたところであり、その結果を活用しております。</p>
<p>22-10</p> <p>・住民意見を参考にした、長久手町、瀬戸市、豊田市の各意見書の作成、その積み上げになる愛知県知事意見、環境省意見、経済産業省大臣意見を提出すること。このために、少なくとも6ヶ月の期間は設けること。</p>	<p>ご指摘の点については、関係機関に申し伝えま す。</p>
<p>22-11</p> <p>・計画作成の過程でアンケート調査や、モニター調査等のうえで、合意形成がなされた経緯がない。</p>	<p>この博覧会の準備に当たっては、様々な地元住民や市民団体の方々との対話、基本計画骨子や基本計画を策定した際の意見募集といった手段により、様々な意見をいただき、なるべく多くの方々のご理解を得られる博覧会にするべく努力をしております。今後も広くご意見を承りながら事業を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>

意見所の概要	見解
<p>22-12</p> <p>・基本計画や骨子段階での募集意見のうち、環境問題に関する意見が反映されていない。</p>	<p>基本計画の中で、「環境配慮の考え方」を一項起こし、基本的な考え方を示しております。</p>
<p>22-13</p> <p>・計画が変更したにもかかわらず、アセスの再実施をしないで進めたことは間違いである。青少年公園地区の会場計画を基にしたアセス手続きの再実施をすべきである。(他に同趣旨 17 件)</p>	<p>平成 11 年 10 月に評価書を公告してから既に 2 年以上経過していること、評価書(第 案)の計画熟度が高まる過程において博覧会計画も変化していること等から、修正評価書を作成する過程において、要領上は定められていませんが、このような事情を勘案して環境影響評価を行うこととの経済産業省の通知に基づき、「環境影響評価の進め方」の公表及び意見募集を行ったところです。さらに今回、評価書の修正に当たって評価書(案)の公表と意見募集を行うとともに、関係市町長、愛知県知事、環境大臣、経済産業大臣に対し意見の提出をお願いしているところです。</p>
<p>22-14</p> <p>・万博を推進することが優先され、環境影響の回避・低減は一定のレベルの努力に終わっている。環境影響の回避・低減を優先し再アセス実施すべき。(他に同趣旨 7 件)</p>	<p>なお、本博覧会に係る環境影響評価手続きは、平成 12 年 1 月の評価書に対する通産大臣意見を受けて、要領 第 1 章 手続き 第 16 評価書の修正 の段階に至っております。</p>
<p>22-15</p> <p>・住民や、専門家からの様々な批判、問題点の指摘に対して、計画の変更や見直しに結び付けられていないことから、環境アセスメントを再実施すべきである。(他に同趣旨 4 件)</p>	<p>評価書以降の会場計画などの変更は、第 16(1)「第 1(2)に掲げる事項の修正(事業規模の縮小や実施細目に定める軽微な修正等を除く。)」のうち「実施細目に定める軽微な修正等」に該当し、第 16(3)「(1)(2)以外の修正」が適用されることになると考えから、これまでの手続きを進めてきたものです。</p>
<p>22-16</p> <p>・追跡調査が完了していないのに、環境への影響を低減した判断するのはおかしい。アセスメント再度実施し直すべきである。(他に同趣旨 2 件)</p>	<p>なお、今回の基本計画が評価諸段階の計画と比べて、要領・第 2 章 実施細目 に定める「軽微な修正等」として第 8(1)～(6)に示されている項目のうち(5)「事業実施区域、事業規模その他事業の基本的な諸元の変更を伴う事業の目的及び内容の修正であって、当該変更により当該事業に係る環境影響の過程が低減する旨が、第 16 の場合にあっては修正後の評価書において、明らかにされることとなるもの」に該当すると考えられることから、今回公表した評価書(案)の第 3 編・第 2 章において評価書段階より環境影響の程度が低減することを明らかにいたしましたので、環境影響評価その他の手続きの再実施は必要のないものと考えております。</p>
<p>22-17</p> <p>・本当に 21 世紀のモデルとなる環境アセスメントにするために、今からでも要領に従って基本計画に基づくアセスメントの再実施を行うことが必要と考える。</p>	<p>なお、今回の基本計画が評価諸段階の計画と比べて、要領・第 2 章 実施細目 に定める「軽微な修正等」として第 8(1)～(6)に示されている項目のうち(5)「事業実施区域、事業規模その他事業の基本的な諸元の変更を伴う事業の目的及び内容の修正であって、当該変更により当該事業に係る環境影響の過程が低減する旨が、第 16 の場合にあっては修正後の評価書において、明らかにされることとなるもの」に該当すると考えられることから、今回公表した評価書(案)の第 3 編・第 2 章において評価書段階より環境影響の程度が低減することを明らかにいたしましたので、環境影響評価その他の手続きの再実施は必要のないものと考えております。</p>

意見所の概要	見解
<p>22-18</p> <p>・会場計画が二転三転し、今回のように瀬戸市から長久手町へと大幅な会場地の移動があり、会場計画にも大きな変更があった場合は、修正ではなく、環境影響評価をやり直すべきである。(他に同趣旨3件)</p>	<p>平成11年に愛知青少年公園等も利活用する検討に着手し、海上地区のみの会場計画(第 案)と愛知青少年公園等も利活用する会場計画(第 案)を比較検討したところ第 案の方が負荷低減していると判断したことから、要領の規定に基づき、次の段階の手続きである評価書の作成を行いました。この評価書について、通商産業大臣から、第 案の検討を具体的に進めて評価書の修正を行うべき等の意見が述べられ、現在、評価書の修正作業を行っているところです。</p>

意見所の概要	見解
<p>22-19</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・数回の説明会では、意見交換なく、質問者は制限された。計画の具体化が行われてから意見交換会を開き、環境影響評価を再度実施して頂きたい。</li> </ul> <p>22-20</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮に自然地形・素材の活用とあるが、現在の「基本計画」(建築物)に対し、工法、材料について具体化してから再度、環境影響評価を行うべきである。</li> </ul> <p>22-21</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加調査に見送っている評価項目・内容が多すぎる。計画の熟度が高まった時点で再アセスを実施することが21世紀の万博にふさわしい。</li> </ul> <p>22-22</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難産の末に査定された基本計画により、計画の熟度が高まってきた時点でアセスをやり直すべきである。</li> </ul> <p>22-23</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・p1044、p1081、p1113に「計画熟度に対応し、追跡調査を行うこととした」とあるが、環境影響評価ができないような「熟度」の計画は中止するか、「計画熟度」が評価できる段階まで待って環境影響評価を行うべきである。</li> </ul> <p>22-24</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その時点で影響評価ができないものは設置すべきではないし、設置するのであれば必要な計画熟度になってから環境影響評価を実施すべきである。</li> </ul> <p>22-25</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年公園地区の環境影響評価書について、重要な計画が確定してから環境影響評価を正式に行うべきである。</li> </ul> <p>22-26</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub>や騒音等に関して未確定である現在の計画段階において、一体、正しい予測は可能なのか。アセスメント調査を実施しなおすべき。</li> </ul>	<p>評価書(案)は、基本計画を前提として予測評価を行っております。なお、博覧会事業の計画は、出展者の意向により計画がなかなか確定しないなどの特性があり、計画の熟度や科学的知見の限界による不確実性については、より安全側にたった評価や追跡調査などにより対応することとしております。</p>

意見所の概要	見解
<p>22-27</p> <p>・各段階での事業者見解や修正などがあるのに、全体のページ数が逆に減っている。環境影響評価書(案)の信憑性には疑問があり、環境アセスメントやり直しすべきである。</p> <p>22-28</p> <p>・1,500 ページにも及ぶ「評価書」は、紙資源の大量消費という環境保全の見地から評価できない。修正評価書案を関連自治体、参加企業などのホームページ上で、閲覧出来るような公開方法を行わないのか。</p> <p>22-29</p> <p>・準備書・評価書・修正評価書と手続きが進むにつれて、事業者見解、修正の部分が増えるが、逆にページ数が減っていることだけでも異例である。</p>	<p>閲覧者の便宜を考えて、過去に行った影響評価は巻末にCD-ROMを添付することで繰り返しを避け、ページ数を減らすよう努力をまいりました。</p>
<p>22-30</p> <p>・通産省の万博推進室は、BIE登録は開催5年前の申請が必要と虚偽の説明をし、アセスの再実施を断念させたと新聞報道されたにもかかわらず、評価会議は再考しなかった。</p>	<p>ご指摘の点については、経済産業省に申し伝えます。</p>
<p>22-31</p> <p>・第 案と第 案の比較のうち、工事中の大気質、供用時の植物、動物の3項目について、評価を+から-に見直している。第 案から第 案への負荷低減が明らかでない場合には、要領によれば実施計画書からやり直す必要があるが、その点について評価書(案)には記述がない。</p>	<p>今回の評価書(案)において総合評価の見直しを行いました。現時点においても第 案に比べて第 案の方が負荷低減していると考えております。</p>
<p>22-32</p> <p>・海上の人の入り込みが、最大3万人であることから、自然環境の負荷を3万人で評価をやり直すこと。</p>	<p>本博覧会の環境影響評価は、計画基準日入場者数15万人を基本として、予測・評価を行っております。</p>
<p>22-33</p> <p>・コモンループの建築について、博覧会協会説明や評価書の記載を通して、どの予定(計画)に基づく評価が本当か。もっと、計画を具体化してから、再評価すべきである。</p>	<p>グローバルループ、グローバルコモンについては、基本計画に基づき評価しております。</p>

意見所の概要	見解
<p>22-34</p> <p>・経済産業省の評価会で、様々な問題点の指摘事項に対し対策を行っていないのに、大筋承認とは、どういうことか。公正な評価を行ってほしい。</p> <p>22-35</p> <p>・修正評価書案の審査について、経産省の評価会は環境大臣意見を受けてから検討に入るはずなのに、これを並行して行うのは実質的なアセスとはならない。</p> <p>22-36</p> <p>・評価会として再度比較手法に関して議論・検討を行い、評価作業をやり直して頂きたい。</p>	<p>ご指摘の点については経済産業省に申し伝えま す。</p>
<p>22-37</p> <p>・海上の森も政府出展施設の位置移動後の最終案に基づくアセスメントの記載が必要である。</p>	<p>海上地区の政府出展施設については、基本計画の中 の位置において評価を行い、評価書(案)に記述し ております。</p>
<p>22-38</p> <p>・会場計画が策定されていく過程で、誰がどのよう に、環境影響評価を実施していくのか。</p>	<p>博覧会事業に関する環境影響評価については、基 本的には事業主体である博覧会協会が責任を持って 実施することとなっておりますが、その過程でいただく 住民の皆様、関係機関等のご意見も十分踏まえなが ら行っていくこととしております。</p>
<p>22-39</p> <p>・「想定」「推定」による数値で、過去の計画との差異 (環境影響低減)を説明することは誤り。具体的計 画、実施方法が決定してから、環境影響評価をすべ きである。</p>	<p>予測、評価に当たっては、既存資料や類似事例、他 の事業にかかる環境影響評価の指針等を参考にし て諸元を設定し、環境影響を定量的に把握することを 基本に、それが困難な場合は、定性的に把握するよ う努めております。</p>

意見所の概要	見解
<p>22-40</p> <p>・オオタカ検討会を公開するなど、情報公開は市民の権利である。</p>	<p>博覧会の環境影響評価については、環境アドバイザー会議での審議の公開や議事録概要のホームページへの掲載、皆様からお寄せいただいた意見の概要と協会の見解のホームページへの掲載等、これまで情報公開に努めてまいりました。</p> <p>なお、オオタカにつきましては、その生息地、特に営巣地に関する情報について、環境省の猛禽類保護マニュアルも、多数の人々が営巣地の周辺に集合、出入りを繰り返し、繁殖を阻害することが危惧されることから、「自然保護行政機関等以外は非公開とする」よう求めております。なお、オオタカ調査検討会の議事概要につきましては、愛知県のホームページで逐次公開されております。</p>
<p>22-41</p> <p>・今回の評価書の作成や審議、住民意見の反映経過など、検討経緯を国民や県民に公開すべきである。(他に同趣旨1件)</p>	<p>アセス手続きの各段階の文書のCD-ROM化、環境アドバイザー会議での審議の公開や議事録概要のホームページへの掲載、皆様からお寄せいただいた意見の概要と協会の見解のホームページへの掲載等、節目節目で適切に情報公開を行ってきております。</p>
<p>22-42</p> <p>・今回募集された意見は、締めきり後、速やかに詳細に分析してマスコミ、BIE、各機関、県民、国民、世界に向けて報告すべきである。(他に同趣旨8件)</p>	<p>今回お寄せいただいた意見の概要と協会の見解をホームページに掲載するとともに、意見形成の参考としていただくため関係市町長、愛知県知事、経済産業大臣へも送付いたしました。</p>
<p>22-43</p> <p>・事業主体への不信感による住民対立という図式ではなく、協会はもっと環境影響に関する情報を公開すべきである。</p>	<p>協会が環境影響評価でえられた環境情報を、一般市民向けにインターネットを通じ配信する環境情報システムを稼働しております。</p>
<p>22-44</p> <p>・青少年公園のアセスメントをきちんと実施すべきである。</p> <p>22-45</p> <p>・青少年公園の自然について、さらに詳細な調査と回避・低減措置が検討されるべきである。</p> <p>22-46</p> <p>・青少年公園会場についても正式なアセスをしていない</p>	<p>「環境影響評価の進め方」に対してお寄せいただいたご意見などを勘案し策定した青少年公園地区に関する調査手法につきましては、第1編・第9章・第2節-2に記載しております。なお、今後も追跡調査として実施してまいります。</p>

